

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 記載要領及び留意事項 関税法関係 旅客名簿（C - 2050） 入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。 <u>「8. 乗船港」欄には、乗船する旅客が当該船舶で最初に乗船した場所を記載することとする。</u> <u>「9. 下船港」欄には、乗船する旅客が当該船舶を最後に下船する場所を記載することとする。</u> 旅客氏名表（C - 2055） <u>「航空機の便名若しくは航空機の登録記号」欄には、航空運送事業者が運航する航空機の場合には、航空機の便名を記載することとし、便名のない航空機の場合には、航空機の登録記号を記載する。</u> <u>「到着（予定）日時」欄には、入港前の報告の場合には、到着予定日時を記載することとし、入港後の書面での提出の場合には、到着時間（入港時間）を記載する。</u> <u>「出発地」欄には、搭乗する旅客が最初に出発した場所を記載することとする。ただし、航空券等により確認可能な最初の出発地を記載することとして差し支えない。</u> <u>「最終目的地」欄には、搭乗する旅客の最終目的地を記載することとする。ただし、航空券等により確認可能な最終目的地を記載することとして差し支えない。</u> 乗組員氏名表（C - 2060） <u>「航空機の便名若しくは航空機の登録記号」欄には、航空運送事業者が運</u> | 記載要領及び留意事項 関税法関係 旅客名簿（C - 2050） 入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。 <u>〔追加〕</u> <u>〔追加〕</u> 旅客氏名表（C - 2055） <u>〔追加〕</u> <u>〔追加〕</u> <u>「出発地」欄には、その航空機に搭乗した場所を記載する。</u> <u>「最終目的地」欄には、その航空機を降機する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、航空券に記載された目的地を記載する。</u> <u>〔追加〕</u> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>航する航空機の場合には、航空機の便名を記載することとし、便名のない航空機の場合には、航空機の登録記号を記載する。</p> <p>「到着(予定)日時」欄には、入港前の報告の場合には、到着予定日時を記載することとし、入港後の書面での提出の場合には、到着時間(入港時間)を記載する。</p> <p>「旅券の番号」欄には、搭乗する乗組員が乗務員証明書しか所持していない場合には、当該乗務員証明書の番号を記載することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">乗組員名簿（C - 2065）</p> <p>入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</p> <p>「6.身分証明書(乗員手帳)の種類及び番号」欄には、乗員手帳の番号を記載することとするが、乗員手帳を有しない場合には、旅券の番号を記載することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">不開港出入許可申請書（C 2100）</p> <p>「不開港の名称」欄には、港則法に規定されている港の名称を、規定されていない場合はその地域名を記載する。</p> <p>「不開港において積卸をしようとする貨物に関する事項」欄には、不開港において積卸をしようとする貨物について、船舶の場合にあっては、仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人、船荷証券の番号及びコンテナー番号を、航空機の場合にあっては、仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号を記載する。</p> <p>「旅客に関する事項」欄には、不開港への入港時における旅客について、船舶の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地を、航空機の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地を記載する。</p> <p>「乗組員に関する事項」欄には、不開港への入港時における乗組員について、船舶の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名を、航空機の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号を記載する。</p> | |
| | <p style="text-align: center;">乗組員名簿（C - 2065）</p> <p>入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</p> <p>[追加]</p> <p style="text-align: center;">不開港出入許可申請書（C 2100）</p> <p>「不開港の名称」欄には、港則法に規定されている港の名称を、規定されていない場合はその地域名を記載する。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> |
| | |
| | |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>とん税及び特別とん税法関係</p> <p>とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書記載要領（S - 1010）</p> <p>「納税義務者となるべき者」欄には、運航者がとん税の納付事務を行わせようとする者（自ら行う場合は申請者自身）を記入する。これらの者が法人である場合には、その法人の代表者（代理権を有する支店長等を含む。）の名を記載する。</p> <p>「本邦にある主たる営業所及び代表者」欄には、外国法人で我が国の<u>会社</u>法の規定により登記した我が国における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。</p> <p>「納付事務を行う営業所等及びその責任者」欄には、特別納税義務者の住所のほかに、その承認に係るとん税の納付についての事務を実際に行う事務所が別にあるときは、その所在地、名称及び責任者の氏名を記載する。</p> <p>「添付書類」欄には、申請者が法人である場合に申請者に添付することとされている「特別納税義務者」となる者の登記事項証明書の有無について記載する。</p> | <p>とん税及び特別とん税法関係</p> <p>とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書記載要領（S - 1010）</p> <p>「納税義務者となるべき者」欄には、運航者がとん税の納付事務を行わせようとする者（自ら行う場合は申請者自身）を記入する。これらの者が法人である場合には、その法人の代表者（代理権を有する支店長等を含む。）の名を記載する。</p> <p>「本邦にある主たる営業所及び代表者」欄には、外国法人で我が国<u>の商</u>法の規定により登記した我が国における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。</p> <p>「納付事務を行う営業所等及びその責任者」欄には、特別納税義務者の住所のほかに、その承認に係るとん税の納付についての事務を実際に行う事務所が別にあるときは、その所在地、名称及び責任者の氏名を記載する。</p> <p>「添付書類」欄には、申請者が法人である場合に申請者に添付することとされている「特別納税義務者」となる者の登記事項証明書の有無について記載する。</p> |